

## 介護予防・日常生活支援総合事業の指定申請について

総合事業の指定の効力は、原則として指定を受けた市町村のみとなり、事業所所在地市町村以外の被保険者や事業対象者（以下「被保険者等」という。）を受け入れる場合、被保険者等の市町村ごとに指定を受ける必要があります（住所地特例対象者は除く）。

堺市の被保険者等を受け入れる場合は下記により申請してください。

### 記

#### 1 申請の対象となる事業予定者

平成 29 年 3 月 31 日までに介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定を受けていない、堺市外の事業予定者

#### 2 申請書類

★①堺市介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号事業者指定申請書(様式第 1 号)

★②指定に係る記載事項

- ・介護予防訪問サービスは付表 7
- ・通所介護併設の介護予防通所サービスは付表 12
- ・地域密着型通所介護併設の介護予防通所サービスは付表 22

★③介護給付費の算定に係る体制等状況一覧表

- ・介護予防訪問サービスは参考様式 8 訪介
- ・通所介護併設の介護予防通所サービスは参考様式 8 通介
- ・地域密着型通所介護併設の介護予防通所サービスは参考様式 8 密着型通介

④事業所の所在する市町村の指定権者が発行した、介護予防訪問サービス、介護予防通所サービスに係る指定書の写しに原本証明したもの

（期限までに提出できない場合は、当該指定権者の受付印が押された指定申請書の写し（原本証明）を提出し、後日指定書の写しを提出してください。）

★⑤誓約書（参考様式 9-1）

⑥返信用封筒（角 2 サイズ（240×332mm、A4 用紙が折らずに入るサイズ）で、宛先を記入し 120 円切手を貼付したもの）

※★の様式については、堺市ホームページからダウンロードしてください。

#### 3 申請方法、申請先

郵送により提出してください。

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3-1 堺市介護事業者課 指定係 あて

#### 4 申請期限

平成 29 年 4 月指定に係る申請期限 **平成 29 年 3 月 15 日(水) 必着 (期限厳守)**

以降の申請期限 指定予定年月日の前月 15 日まで。

前月 15 日が土日祝日の場合はその前の日まで。

## 5 事業所番号について

総合事業の指定事業所となる場合は、事業所番号「27A～」と付番されます。

ただし、介護保険事業所番号を既に付番されている事業所が、総合事業の指定事業所として同一場所・同一名称で一体的に事業を行う場合は、新たな番号の付番はされませんので、現行の事業所番号をそのまま使用します。

## 6 定款、寄付行為の変更及び登記の変更について

総合事業への移行に伴い、法人の定款及び法人登記簿の（事業）目的欄に、下記のような事業の記載がない場合は、定款変更及び登記の変更を行っていただく必要があります。

### ①株式会社等の営利法人、特定非営利活動法人の場合

- 例 1 介護保険法に基づく第 1 号事業
- 例 2 介護保険法に基づく第 1 号訪問事業
- 例 3 介護保険法に基づく第 1 号通所事業

### ②医療法人や社会福祉法人等の所管庁・監督官庁のある法人

定款への記載の文言や定款変更認可の手続きについて、各法人所管・監督官庁へご確認願います。

## 7 備考

①この申請で指定を受けることができるのは、事業所所在市町村において、現行相当サービスである「介護予防訪問サービス」、「介護予防通所サービス」の指定を受けている、または受ける予定の事業者です。

②平成 29 年 4 月以降、従来介護予防訪問介護、介護予防通所介護を本市の被保険者に提供することはできません。

③この申請に係る申請手数料は不要です。この申請による指定の有効期限は 6 年間となります。有効期限満了までに改めて更新の案内をいたします。

### ホームページのご案内

堺市ホームページ トップページ <http://www.city.sakai.lg.jp/>  
トップページから、画面上部「健康・福祉」→「福祉・介護」中「事業者向け情報」→「介護事業」中「居宅サービス事業・介護予防サービス事業・居宅介護支援事業関係」

- ・各種様式については、上記「居宅サービス事業・介護予防サービス事業・居宅介護支援事業関係」中「指定申請・届出の様式集」にあります。
- ・総合事業については、上記「福祉・介護」から「高齢者福祉」→「介護予防・日常生活支援総合事業」へ進んでください。

問い合わせ先

○堺市長寿社会部介護事業者課 指定係

TEL072-228-7348